

令和元年6月23日

一般社団法人全麵協  
支部の改編

一般社団法人全麵協事務局

# 説明項目

## 1. 支部設置運営の経緯

### 1. 支部設置についての定款上の位置付け

### 1. 支部区割り

### 1. 支部区割りの見直しの必要性

### 1. 支部設置および運用規則(案)

### 1. 本部・支部との関係

# 支部設置と運営の経緯

- 平成 5 年 全国麺類文化地域間交流推進協議会(旧全麺協)の設置
- 平成 1 7 年 北海道支部設置・・段位認定会開催が増えたため自主的に設置これに倣って逐次各支部が設置された
- 平成 2 1 年 全麺協総会において旧全麺協会則が制定され所管区を定めた4支部を設置した。・・当時の会員120団体で空白県が多数 所管区の設定根拠は不明確
- 平成 2 6 年 一般社団法人全麺協に法人化  
旧全麺協会則は廃止  
定款制定  
第10章第46条理事会の決議により支部を置くとだけ定められている  
現在の4支部は、前例踏襲的に運用している  
法人化当時は、経費、事務所の所在等で法人化組織に組み入れるかどうか不明確であったために規定化しなかった
- 現在4支部を置く根拠規定はない

# 支部の定款上の位置付け

一般社団法人 全麵協定款

第10章

**第46条 当法人に、理事会の決議により支部を置く**

2 支部は、第4条の目的に基づき、当該支部に関する事業を行う

3 支部は、第26条第1項の規定により、総会で理事を選任するにあたり理事候補者の推薦をすることができる

**支部の設置 ・ ・ 理事会の決議**

支部区割りを含めて、その規模、範囲、支部数は理事会の決議による

平成31年3月8日理事会で5支部にすることは決議された。

# 支部改編の手続き

現4支部は理事会の決議によるものではなく、早急に設置規定を制定して根拠を明確にする必要があった。

前記した通り、支部は全麵協定款によれば支部の決議により設置できるものである。

全麵協本部において組織運営上総合的に最も適切であると判断して理事会の決議を経れば設置できる。

ただ現実的に4支部存在して運営されているので、この支部を基本に改編していくことが最も妥当であると判断した。

このため理事会の承認を経て各支部長を委員とした「支部改編検討委員会」を設置して検討することとした。

この検討委員会を本年1月から3回開催され均衡平準化された5支部として改編し「支部設置および運用規則」を制定するということが理事会に上程され決議された。

このように、支部の改編手続きには瑕疵もなく進められてきたところであるが、東日本支部においては支部会員から「不安であり、改編後の見通しが立たない」ということでの同支部総会における決議を経た意見書が提出された。

支部および運用規則は既に理事会の決議により制定されており、東日本支部における意見書を全面的に取り入れることはできないということで、理事会において「理事長の指定する日」から施行することとした。

東日本支部は、努力の跡はみられるものの巨大になりすぎて他の3支部との運営、特にきめの細かい地域活動や情報伝達活動に若干異なる部分が見られるために分割する必要があるものと認められた。本年度は、四段位技能審査認定会の主管を支部に移管することの一つの要件として均衡のある支部に改編して各支部でほぼ均等な認定会を実施するということが企画され、既にこの作業も進行中であって、先に延期するということができない状況であって、一刻の猶予もなく早急に規則を施行をする必要があると認められる。

# 今回の支部改編の必要性

## 支部設置および運用規則の制定

### きめ細かな地域振興策の推進

- ・ 段位認定者空白地域への浸透  
初段位、二段位応募、受験、合格者が前年比減少しており、新規開拓が喫緊の課題
- ・ 一般市民に対する全麵協組織の啓発

### 均衡ある段位認定制度の実施

- ・ 三段位認定会の開催 ・ ・ 開催回数等の均衡化
- ・ 四段位認定会の開催 ・ ・ 技能審査は各支部で主管実施  
支部設置および運用規則を制定する時期だからこそ均衡ある支部として整備しておくことが必要

### 正確で迅速な情報伝達の徹底

- ・ 本部からの情報の正確な伝達
- ・ 末端まで徹底した情報の流れの確立

# 均衡ある段位認定制度の実施

三段位認定会 東日本支部 6 会場で実施  
北海道、中、西日本支部 2 か所で実施

四段位認定会 各支部で 1 か所で実施する予定  
受験希望者は原則技能審査受験可  
受験地は原則自己の所属支部管内

技能審査は支部主管により実施  
実施要領の平準化

- ・ 認定会スタッフの数と選考方法
- ・ 単位取得得点付与の均衡

# 支部新設後の効果

支部間に壁を設置するものではない

新設支部の運営・活動には全麵協の支援増強

新設支部内の自治体をはじめ関係団体の連携強化

末端会員までの迅速な情報伝達

きめ細かな地域活動の実践

他支部との均衡ある支部運営の実践

# 本部と支部の関係

- ・ 一般社団法人 全麵協正会員は、その所在地管轄の支部会員である
- ・ 支部は本部組織と同列ということではなく、本部の方針に沿って支部の実情に合わせた事業活動を行う
- ・ 支部長他 1 名の理事の推薦母体である。
- ・ 支部長は、支部から推薦を受けて理事に就任するが、支部の代表権を持っているわけではないので、支部のことだけではなく、全麵協全般の事業や運営に関与することが必要である。
- ・ 支部の事業計画、予算については、事前に全麵協本部と協議するものとする。

# 本部と支部は決して対立関係ではない。

- ・ 今までは各年度の事業報告や事業計画は各支部で定めて実施しているだけであったが、今後は全麵協本部に報告して全麵協総会資料に掲載するとともに各支部長が発表する。
- ・ 各支部の総会には、本部から役員が出席して基本方針、重点施策等の説明をする。
- ・ 令和元年からテレビ会議システムを導入するので、これをフル活用して相互の意思疎通を図る。

## 支部は末端まで正確な情報伝達を

- ・ メールで流しただけでは正確な情報は伝わらない。
- ・ 新しい情報システム、ツールの活用を考える。
- ・ 受け手側の感性は多種、多様である。

# 正確で迅速な情報伝達の徹底

メール・FAXだけでは真意がなかなか伝わらない。

正確な情報の伝達方法としては

本部員が直接話す機会の設定（支部総会、役員会、ブロック会議等を利用

本部・支部の連携強化・平素からの報告・連絡

# 支部の区割りの設定

- 地理的・人的なつながり  
生活圏、経済圏、文化圏等の考慮、指導者との関係
- 今までの支部運営の経緯  
今までの役員構成、実施事業等を考慮
- 各支部の均衡な規模  
全麵協正会員、個人会員、特別個人会員の構成
- 全麵協の発展可能性  
段位認定者空白地域の存在とその発展可能性
- 全麵協本部事業の委嘱  
各支部での四段位技能審査認定会主管実施

# きめ細かな地域振興策の推進

## 秋田県の例

四段位認定会を受験したいという人が、県内に指導者がいないので7時間かけて埼玉県まで指導を受けにくる。

## 沖縄県の例

沖縄県大宜味村では日本一早い新そばまつりを開催しているが、手打ちそばの打ち手がないので北九州の会員と埼玉の会員が現地に赴き実地指導。

## 愛媛県の例

愛媛県内子町石畳地区に西日本支部の会員が赴き、そば打ち指導したところ、今回初段位認定会受験者が6名出た。

## 岩手県の例

岩手県八幡平市はソバ栽培が盛んなところであり、今まで自己流でそばうちをして日常的に食べており、全麵協の段位認定制度を知らなかった。今回、本部員と宮城県の会員が赴きデモ打ちと体験指導及び試食会を開催したところ、今後、段位認定を受けたいという希望者が出できた。

## 全国そば打ち高校選手権大会

昨今の働き方改革により、教師の部活指導等も制約を受けることとなり、出場高校の減少が危ぶまれていた。このような状況下では、全麵協支部の役割がますます重要になると思われる。高段者の皆さん方は学校と連携を取り高校生に対するそば打ち指導を強かに推進していただきたい。

**支部の出番は、いくらでもありますよ**

# 初段位、二段位応募、受験、合格者数の前年度比較

段位		初段位			二段位		
区分		応募	受験	合格	応募	受験	合格
平成 29年 度	北海道	210	207	204	155	154	143
	東日本	373	364	357	347	330	302
	中日本	121	118	113	85	84	79
	西日本	162	156	154	154	152	127
	合計	866	845	828	741	720	651
高校生(内数)			97	93		44	36
平成 30年 度	北海道	155	153	152	136	136	134
	東日本	307	300	296	271	268	233
	中日本	124	122	121	98	97	85
	西日本	193	179	177	122	115	97
	合計	779	754	746	627	616	549
差		87	91	82	114	104	102
高校生(内数)			72	67		58	58

# 支部設置および運用規則の制定

## 一般社団法人全麺協 支部設置および運用規則

(目的)

第1条 この規則は一般社団法人全麺協(以下「全麺協」という)定款第10章第46条に基づく、支部の設置およびその運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本旨)

第2条 支部は定款第4条の目的を達成するため、当該地域の全麺協正会員が連携してそばを活用した社会貢献と地域振興活動を行うとともに、日本の伝統食文化であるそばを広く社会に普及浸透させるとともに、その伝統を継承することによって全麺協の発展に寄与することを本旨とする。

(支部の設置)

第3条 全麺協に次に掲げる支部を置くものとする。

## (支部の設置)

- 全麵協に次に掲げる支部を置くものとする。

名 称	所管都道府県	備 考
北海道支部	北海道	
東日本支部	青森、岩手、秋田、宮城、山形、 福島、栃木、群馬、新潟	
首都圏支部	茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川	
中日本支部	長野、山梨、富山、石川、福井、 岐阜、愛知、静岡	
西日本支部	三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、 大阪、兵庫、岡山、広島、山口、 鳥取、島根、香川、徳島、愛媛、 高知、福岡、大分、熊本、佐賀、 長崎、鹿児島、沖縄	

(事業)

第4条 支部は全麵協が定める毎年度の事業計画等に基づいて、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 全麵協定款第5条に掲げる事業およびこれに関連する事業
- (2) 関係行政機関および各種団体との連携と情報収集
- (3) 会員の意見、要望および情報の集約と全麵協本部への具申
- (4) 全麵協からの要請による事業
- (5) 全麵協正会員、個人会員、特別個人会員の拡充事業
- (6) その他支部長が必要と認める事業

(支部会員)

第5条 各支部に所属する全麵協正会員(以下「支部会員」という)は、当該支部の区域内に所在する次の各号に掲げるものをもって構成するものとする。

- (1) 全麵協定款第8条に定める全麵協正会員および賛助会員
- (2) その他、全麵協理事会で認めた者

### (支部会員の役割)

第5条 支部会員は支部が実施する事業活動に積極的に参加し、当該事業活動を通じてそば文化の普及浸透を図り、全麵協の発展に努めるものとする。

### (支部役員)

第6条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長
- (2) 副支部長
- (3) 支部役員
- (4) 会計監査

2 支部長は、当該支部の定めるところにより選出された支部長候補者を全麵協理事長が任命する。

### (支部長の責務)

第7条 支部長は、全麵協本部の理念、基本方針等をよく理解し、全麵協本部と連携して、円滑な支部の運営を図ることを責務とする。

## (会 議)

第8条 支部の会議は支部総会、支部臨時総会および支部役員会とする。

2 支部総会は毎年1回開催するものとする。

3 支部役員会はおおむね4半期ごとに1回を目途に開催するものとし、支部長が招集し、主宰するものとする。ただし、支部長が必要と認める場合は、その都度開催できるものとする。

## (担当部員の指名)

第9条 支部は、事業の円滑な運営のために必要と認める場合、全麵協本部組織に対応する支部担当部員を指名することができるものとする。

2 前項により指名を受けた担当部員は、全麵協本部担当部と緊密な連携を図り、当該支部の事業の円滑な運営に努めるものとする。

## (事務局)

第10条 支部に事務局を置くことができるものとする。

2 支部長は、支部役員会の承認を得て事務局の位置を定めるとともに、支部役員の中から事務局長を指名するものとする。

### (支部の経費)

第11条 支部活動に要する経費は、全麵協本部からの補助および支部自らが調達するものをもって充てるものとする。

2 支部長は、毎年度ごとの経理結果について全麵協本部に報告するものとする。

### (事業計画、事業結果等)

第12条 支部の事業計画と事業結果等については、毎事業年度ごとに各支部において関係書類を作成し、翌年度開始から遅滞ない時期に全麵協理事長に報告するものとする。

2 事業計画と事業結果等に変更を生じた場合は、必要に応じ全麵協理事長に報告するものとする。

### (支部運営要領の制定)

第13条 支部の運営上必要があると認める場合、支部は支部役員会の承認を得て支部運営要領を制定することができるものとする。

2 支部運営要領を制定し又は改正しようとする場合は、事前に全麵協理事長の承認を得るものとする。

(報告および連絡)

第14条 支部長はこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項については、その都度、全麵協理事長に報告するものとする。

- (1) 第7条(支部役員)、第9条(部会の設置)に関する事項
- (2) 支部が行った事業の実施概要
- (3) 支部会員に係る社会的反響の大きな事案
- (4) その他、支部運営に係る情報で必要と認める事項

2 支部長は全麵協の運営方針、事業計画その他の連絡事項等について支部会員に伝達、連絡するものとする。

なお、全麵協における会議結果等を報告をする場合は、会議結果等を正確に伝達するように配慮するものとする。

付 則

1. この規則は、理事長が定めた日から施行する。

# 支部改編後の会員数

名称(仮称)	所管都道府県	正会員数	個人会員	特別個人会員
北海道支部	北海道	65	1303	24
東日本支部	青森、岩手、秋田 宮城、山形、福島 栃木、群馬、新潟	47	844	52
首都圏支部	茨城、埼玉、千葉 東京、神奈川	50	1520	43
中日本支部	長野、山梨、富山 石川、福井、岐阜 愛知、静岡	47	796	56
西日本支部	三重、滋賀、京都 奈良、和歌山 大阪、兵庫、岡山 広島、山口、鳥取 島根、香川、徳島 愛媛、高知、福岡 大分、熊本、佐賀 宮崎、長崎、 鹿児島、沖縄	57	883	56
	計	266	5346	234